社会福祉法人育和会　役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人育和会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

（定義）

第２条　本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員および苦情解決第三者委員をいう。

２　常勤の理事とは，理事のうち，この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

３　非常勤の役員とは，役員のうち，常勤の理事以外の者をいう。

第３条　理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支給する。ただし，この法人の職員を兼務し，職員給与が支給されている役員等に対しては，支給しない。

	報酬（日額）
理事会出席	5,568 円

２　評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支給する。

	報酬（日額）
評議員会出席	5,568 円

３　交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費とする。

（役員及び評議員の勤務報酬等）

第４条　理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表１により報酬を支給する。

２　業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表１により報酬を支給する。ただし、業務執行理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

３　理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表１により報酬を支給する。

４　監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表１により報酬を支給する。

５　交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第５条　役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により実費弁償費を支給する。報酬は支給しない。

旅　　費	宿泊費（日額）	その他
実　　費	実　　費	実　　費

２　業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

３　旅費は実情を考慮し、増額することができる。

４　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第６条　施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（支給方法）

第７条　役員及び評議員に対する報酬は，理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度，支給する。

２　報酬は，現金により本人に支給する。ただし，本人の同意を得れば，本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日より適用する。

平成３１年２月２３日改定。

令和１年６月４日改定。

別表１

名　　称	報酬（日額）	備　　考
理事長業務（日額）	5,568 円	職員との兼務がない場合
業務執行理事業務（日額）	5,568 円	職員との兼務がない場合
理事及び評議員業務（日額）	5,568 円	職員との兼務がない場合
監事監査指導（日額）	5,568 円	職員との兼務がない場合
苦情解決第三者委員（日額）	5,568 円	職員との兼務がない場合